

非常勤職員である被扶養者の給与改定にかかる事業主の証明書

当事業所において雇用されている下記被扶養者については、雇用契約等により本来想定される年間収入が130万円未満かつ月額108,334円未満であり、被扶養者の認定限度額^{※1}を満たしています。この者の本年の収入を確認する書類において、年額又は月額が認定限度額を超過していますが、これは本年度の非常勤職員の給与改定（人事院勧告に基づかない給与改定を除く。）に伴うものであることを証明します。

※1 60歳以上の者又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者については、年額180万円未満かつ月額150,000円未満となります。

【組合員・被扶養者記載欄】

提出年月日※2	令和 年 月 日提出
組合員証記号番号	
組合員（申請者）氏名	
被扶養者氏名	

※2 組合員の所属所や共済組合に提出する際に記載してください。

【被扶養者を雇う事業主の記載欄】

事業所所在地	〒 ー
事業所名称	
事業主氏名	
電話番号	
以下の項目に該当していることを確認しました。□ (確認できた場合は□にチェックして下さい。)	
対象となる被扶養者の給与収入が認定限度額を超過したことは、本年度の給与改定（人事院勧告に基づかない給与改定を除く。）に伴うもので誤りはありません。	

※3 本証明書は、被扶養者の資格確認において対象者の収入を確認する際の添付書類として、組合員から組合員の所属所や共済組合に提出する書類となります。

※4 記載内容の確認に当たって、別途雇用契約書等の添付書類を求められる場合があります。